

各団体からの報告等を踏まえ、以下の通り論点を整理した。

リスクの見積もり方法	A 各団体に情報提供を依頼した事項 (H30. 2. 19 事務局から各団体へ依頼)		
	a. リスクの見積り方次第で、結果が大きく異なるため、他の業界の方法に興味がある。 b. 組織ごとにリスク感受性が異なるため、見積もったリスクの妥当性を評価できず、低減対策実施に結び付けにくい。ある程度共通したリスク見積もりの指針があると、妥当性の評価や低減対策が実施しやすい。 c. 判定に疑問が出てしまう。 d. 数値化法、実測値による方法の標準化。個人差（経験、年齢、役職）による見積差の解消策。 e. リスクの見積りが作業員毎にバラつきがあり、そのための対策案が不適当な方向に導かれる場合がある。		
	<b>A 論点整理のポイント</b>		
	<b>A 各団体からの共通的又は特徴的な報告</b>	<b>A 共通手法に向けた検討</b>	
	見積もり方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は、中災防が推奨する3要素（頻度、可能性、重大性）をベースに数値化方法やマトリックス方法を使用しているケースが多い。（上記のa. d. に該当。以下、同じ）（整理表のⅠ-A-①、Ⅴ-A-①、他、以下同じ。）</li> <li>・団体の特性に応じて、必要な要素（例：保安など）を追加している。（a.）（Ⅲ-A-④、Ⅳ-A-①）</li> <li>・ガイドワード一覧（例：災害想定、想定被災部、傷害程度）、機械要素ごとによる傷害程度を示したガイドライン等を策定している。（b. c.）（Ⅰ-A-②、Ⅱ-A-②）</li> <li>・判定基準等を組み込んだ、1枚のシートで見える化を行っている。（a. b.）（Ⅰ-A-③、Ⅱ-A-②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中災防が推奨する3要素方式をベース（共通化）とし、必要に応じ、各団体の特性を踏まえた要素を付加する。（上記のa. b. d. に該当。以下、同じ）</li> <li>・明確で分かりやすいガイドラインで判定基準を共通化し、見積もりのバラつきを少なくする。（a. b. c. d. e.）</li> <li>・できるだけ見える化した様式で共通化する。（a. b. d. e.）</li> </ul>
	確認する体制等工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の評価者によるRAを実施している。複数の評価者の1次評価、その後上司による2次、3次の評価を実施している事業所もある。（b. c. e.）（Ⅰ-A-④、Ⅱ-A-⑨）</li> <li>・「定常作業」と「非常作業」を分けている。（a.）（Ⅱ-A-④、Ⅵ-A-⑥）</li> <li>・個人差（経験、年齢、役職）で見積もり結果に差が出る。（c. d.）（Ⅲ-A-⑨）</li> <li>・判定に迷った場合は危険側で見積もっている。（e.）（Ⅳ-A-②）</li> <li>・中災防が推奨する3要素に加えて、その他の要素（例：保安）を加えるなど、各社、各業界の特性を踏まえて、かなり工夫している。（a.）（Ⅰ-A-①、Ⅱ-A-①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の評価者によるRAを基本とすることを共通化する。（a. b. c.）</li> <li>・判定基準を明確にするとともに、評価者への教育、訓練を徹底し、評価者能力のレベルを共通化する。（a. b. c. d. e.）</li> <li>・業界ごとに、好事例集、事例集の作成又は更新し、共有化し、業界ごとのRA実施能力のレベルを共通化する。（a. b. d. e.）</li> </ul>
	B 各団体に情報提供を依頼した事項 (H30. 2. 19 事務局から各団体へ依頼)		
	f. 行動のどこまで対象とするのか明確にしていない、またはできていないのが現状のため。 g. この手法は確立されていない。手法が確立できれば、今後有効な手法となることが期待できる。 h. リスクアセスメントを実施した設備で災害が発生。 i. 規則や手順の無知、無視による災害発生防止。		
	<b>B 論点整理のポイント</b>		
	<b>B 各団体からの共通的又は特徴的な報告</b>	<b>B 共通手法に向けた検討</b>	
B 意図的な誤使用を考慮する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・f. 意図的な誤使用やヒューマンエラーを見積もっている企業・団体は少ない。手法が確立されていない。（上記のf. g. に該当。以下同じ）（Ⅰ-B-①、Ⅲ-B-①）</li> <li>・中災防研修でも、必要性は述べているが、具体的手法は述べていない。（f. g.）（現状・課題-B-②）</li> <li>・意図的な誤使用を見積もっていないため、リスクレベルが低く評価され、リスクそのものが潜在化するおそれがあるのではないかと。（f. g. h. i.）（現状・課題-B-③）</li> <li>・「予見可能な誤使用」について教育するとともに、セーフティアセス等によりチェックを行っている企業もある。（i.）（Ⅳ-B-①）</li> <li>・「災害発生可能性の判定目安」として「作業時における人の注力」、「不安全行動」を設定している企業もある。（f. g.）（Ⅳ-B-②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的な誤使用やヒューマンエラーを見積もる共通的手法の検討を行う。（f. g. h. i.）</li> <li>・意図的な誤使用なヒューマンエラーを効果的に見積もっている好事例を発掘する。（f. g. h. i.）</li> </ul>	
C 各団体に情報提供を依頼した事項 (H30. 2. 19 事務局から各団体へ依頼)			
C 受け手	j. 同じリスクでもリスク評価が職場や事業場によってばらつく、評価ポイントが分かり難い。 k. 本質安全に至らなくても、「ここまでやれば、何とか許される」基準はないか。		

容れ可能なリスク基準の設定方法	<b>C 論点整理のポイント</b>	
	<b>C 各団体からの共通的又は特徴的な報告</b>	<b>C 共通手法に向けた検討</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的多くの企業で、レベルIを「許容できる」「特別な措置は不要」など、「受容れ可能なリスク基準」を設定している。(上記のj.k.に該当。以下、同じ)(I-C-①、III-C-④、V-C-③)</li> <li>・一部の企業では最も下のレベルIについて曖昧な基準となっている。具体的には、レベルIを「許容できるが、残留リスクあり、安全教育や注意表示を行う」や「些細」と設定している企業もある。(j.k.)(II-C-①、②、IV-C-①、V-C-④)</li> <li>・曖昧な基準の結果、膨大な書類の蓄積となり、リスクアセスメントが形骸化するおそれがある。(j.k.)(現状・課題-C-④)</li> <li>・ケースごとに合議で決定している企業もある。(j.k.)(VI-C-①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベルI「受容れ可能」の対応が「特別な措置が不必要」なのか、「ソフト対策(人為的な管理対策)」が必要なのか、その対応にバラツキが出る。(j.k.)</li> <li>・レベルIの「受容れ可能」の判断基準と取扱方法を共通化する。(j.k.)</li> </ul>
残留リスクに対する管理的方法	<b>D 各団体に情報提供を依頼した事項 (H30.2.19 事務局から各団体へ依頼)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>l. 対策困難な作業や設備について、残留リスクに対する管理手法に苦労している。</li> <li>m. すぐにリスクの下げられない残留リスクへの対応を明確にしないと現場は重篤なリスクを抽出しないため重要。</li> <li>n. 管理的方策とその確認方法を参考にしたい。</li> <li>o. 管理されていない。共有化されていない。</li> <li>p. 理解できていない。</li> <li>q. 設備対応の進め方(メンバー、手順、日程、)と第三者によるリスク評価。</li> </ul>	
	<b>D 論点整理のポイント</b>	
	<b>D 各団体からの共通的又は特徴的な報告</b>	<b>D 共通手法に向けた検討</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留リスクについては、各社、優先順位を付け、各種対応しているが、全般的に、各団体とも苦労しているとのコメントが多い。(上記のl.n.に該当。以下、同じ)(I-D-①)</li> <li>・すぐにリスクが下げられない残留リスクについては、リスト化し、所属長等の承認を得て、使用上の情報や教育等のソフト対策で対応している。(m.q.)(I-D-①、IV-D-②)</li> <li>・一部の企業で、ソフト対策(人為的な管理対策)のみを取った場合、リスクレベルを下げている事案がある。こうしたケースでは必ずしも「ハザード」が無くなったわけではないので、リスクが潜在化するおそれがある。中災防の研修では、リスクレベルを下げないことを推奨している。(o.p.)(現状・課題-D-②、④)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト対策だけでリスクレベルを下げる場合は、リスクを潜在化させるおそれがある。(l.m.n.o.p.q.)</li> <li>・上記の場合は、リスクを潜在化させないような共通的な仕組みを検討する。(l.m.n.o.p.q.)</li> </ul>
残留リスク対策	<b>E 各団体に情報提供を依頼した事項 (H30.2.19 事務局から各団体へ依頼)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>r. 管理的方策とその確認方法を参考にしたい。</li> <li>s. 洗い出されたリスクを理解していない。</li> <li>t. 残留リスクを誰が、どのように管理するのか。</li> </ul>	
	<b>E 論点整理のポイント</b>	
	<b>E 各団体からの共通的又は特徴的な報告</b>	<b>E 共通手法に向けた検討</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐにリスクが下げられない残留リスクについては、リスト化するなど残留リスク管理表や報告様式などで管理・確認している。(上記r.s.t.に該当。以下、同じ)(II-E-①、②、IV-E-①、VI-E-①)</li> <li>・ソフト対策(人為的な管理対策)を取った場合は、その確認方法を設定している企業・団体は少ない。(r.s.t.)(現状・課題-E-②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト対策を取った場合、その確認方法を設定しないと、リスクが潜在化するおそれがある。(r.s.t.)</li> <li>・ソフト対策策をとった場合の共通的な確認方法を検討する。(r.s.t.)</li> </ul>